

第1 監査対象及び期間

福祉健康部	福祉総務課	平成30年10月31日～11月 2日
	生活福祉課	平成30年11月 5日～11月 6日
	長 寿 課	平成30年11月 8日～11月13日
	国保年金課	平成30年11月14日～11月19日
	健康推進課	平成30年10月26日～10月30日

第2 監査の範囲

平成30年4月1日～平成30年9月30日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

(1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。